

避難場所の管理・運営に関する確認書

高知県教育委員会（以下「甲」という。）と高知市（以下「乙」という。）とは、甲の管理に係る施設を災害発生時の避難場所として乙が指定するに当たり、当該施設の管理及び運営について、次のとおり確認する。

（趣旨）

第1条 この確認書は、災害発生時における迅速な避難場所の開設と安全な避難生活の確保を目的として、乙が避難場所として指定する甲の所管する施設の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（避難場所）

第2条 乙が避難場所として指定する甲の所管する施設（以下「甲施設」という。）は、末尾記載のとおりとする。

（鍵の複製・所持）

第3条 甲は、乙に、乙が迅速な避難場所の開設を行うため、乙の負担において甲施設の鍵（門扉、玄関等甲施設を避難場所として使用するために必要な箇所の鍵を含む。以下同じ。）を複製させ、乙はこれを乙の職員に所持させることができるものとする。

2 複製する鍵の個数は各3個とし、災害対策本部責任者1個、甲施設の近隣に居住する乙の職員のうちから、乙が指名する者2名が各1個を所持するものとする。

3 乙は、甲施設の鍵を複製しようとするときは、これを所持する職員の所属、住所、氏名その他必要な事項を甲施設の管理者を経由して甲に通知し、承認を得るものとする。当該通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項に規定する場合のほか、乙は、毎年度当初において、甲施設の鍵の複製個数及びこれを所持する職員の所属、住所、氏名その他必要な事項を甲施設の管理者を経由して甲に通知するものとする。

（避難場所の開設・閉鎖）

第4条 乙は、甲施設を避難場所として開設しようとし、又は開設した避難場所を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、甲施設の管理者を経由して甲にその旨を通報するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後に遅滞なくこれを行うものとする。

2 避難場所の開設及び閉鎖は、前条の規定により甲施設の鍵を所持する乙の職員が行うものとし、夜間等当該施設に甲施設の職員が不在の場合は、その立会を要しないものとする。

3 夜間等当該施設に甲施設の職員が不在の場合に避難場所を開設するときは、有人警備の甲施設にあっては警備員に連絡して開錠し、機械警備の甲施設にあっては乙の職員が開錠後警備会社に通報するものとする。

（遵守事項）

第5条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって甲施設を使用すること。
- (2) 避難場所の管理及び運営の目的以外に甲施設及び甲施設の鍵を使用しないこと。
- (3) 甲施設の鍵の管理は、厳重に行うこと。

(鍵の紛失等の場合の処置)

第6条 乙は、甲施設の鍵を紛失し、若しくは盗難に遭い、又は鍵を毀損したときは、直ちにその旨を甲施設の管理者を経由して甲に通知するとともに、甲乙協議して定めるところにより、必要な処置をとらなければならない。

2 前項の処置に必要な費用は、乙の負担とする。

(事故等の責任)

第7条 避難場所の開設その他避難場所の管理及び運営に当たって乙若しくは第三者が甲の施設を毀損し、又は乙が第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(必要な情報の提供)

第8条 甲は、甲施設の鍵の変更その他乙が甲施設を避難場所として利用するに当たって乙が必要とする事項を遅滞なく乙に通知しなければならない。

(協議)

第9条 この確認書に定めのない事項及びこの確認書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

避難場所指定施設

番 号	施 設 名	所 在 地
1	高知丸の内高等学校 体育館	高知市丸ノ内2-2-40
2	高知北高等学校 体育館	" 東石立町160
3	高知追手前高等学校 新体育館	" 追手筋2-2-10
4	高知工業高等学校 体育館	" 桧橋通2-11-6
5	高知南高等学校 体育館	" 桧橋通6-2-1
6	高知西高等学校 体育館	" 鴨部668
7	高知東高等学校 体育館	" 一宮1565
8	高知ろう学校 体育館	" 中万々78
9	高知県教育センター 大研修室	" 大津乙181

この確認事項を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 10年 9月 9 日

甲 高知県教育委員会
教育長

乙 高知市
高知市長

避難場所の管理・運営に関する確認書の変更確認書

高知県教育委員会（以下「甲」という。）と高知市（以下「乙」という。）が平成10年9月9日付けで確認を行った避難場所の管理・運営に関する確認書（以下「原確認書」という。）の一部を変更することについて、甲及び乙は次のとおり確認する。

第1条 原確認書末尾記載の表に新たに番号10及び11として2施設を加え、同表を次のように改める。

避難場所指定施設

番 号	施 設 名	所 在 地
1	高知丸の内高等学校 体育館	高知市丸ノ内2-2-40
2	高知北高等学校 体育館	〃 東石立町1-6-0
3	高知追手前高等学校 体育館	〃 追手筋2-2-10
4	高知工業高等学校 体育館	〃 棧橋通2-11-6
5	高知南高等学校 体育館	〃 棧橋通6-2-1
6	高知西高等学校 体育館	〃 鴨部2-5-70
7	高知東高等学校 体育館	〃 一宮1-5-65
8	高知ろう学校 体育館	〃 中万々7-8
9	高知県教育センター 大研修室	〃 大津乙1-8-1
10 (追加)	高知小津高等学校 体育館	〃 城北町1-1-4
11 (追加)	岡豊高等学校 体育館	南国市岡豊町中島5-1-1

第2条 この確認書は、平成12年4月1日から効力を有する。

この確認事項を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成12年3月31日

甲 高知県教育委員会
教 育 長

乙 高知市
高知市長

避難場所の管理・運営に関する確認書の変更確認書

高知県教育委員会（以下「甲」という。）と高知市（以下「乙」という。）が平成12年3月31日付けで確認を行った避難場所の管理・運営に関する確認書（以下「原確認書」という。）の一部を変更することについて、甲及び乙は次のとおり確認する。

第1条 原確認書末尾記載の表に新たに番号12として1施設を加え、同表を次のように改める。

避難場所指定施設

番号	施設名	所在地
1	高知丸の内高等学校 体育館	高知市丸ノ内2-2-40
2	高知北高等学校 体育館	〃 東石立町160
3	高知追手前高等学校 体育館	〃 追手筋2-2-10
4	高知工業高等学校 体育館	〃 棧橋通2-11-6
5	高知南高等学校 体育館	〃 棧橋通6-2-1
6	高知西高等学校 体育館	〃 鴨部2-5-70
7	高知東高等学校 体育館	〃 一宮1565
8	高知ろう学校 体育館	〃 中万々78
9	高知県教育センター 大研修室	〃 大津乙181
10	高知小津高等学校 体育館	〃 城北町1-14
11	岡豊高等学校 体育館	南国市岡豊町中島511-1
12	春野高等学校 体育館	高知市春野町弘岡下3860

第2条 この確認書は、平成20年//月/2日から効力を有する。

この確認事項を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成20年//月/2日

甲 高知県教育委員会
教 育 長

乙 高知市
高知市長